下水道の処理区域を拡大

新たに大谷・杉久保・国分南四丁目の一部

●5月15日から利用可能に

市民のみなさんの清潔で快適な生活に必要な公共下水道の建設が進み、大谷・杉久保・国分南四丁目地内の3地区の一部が完成し、5月15日（水）から利用できるようになります。

○接続工事は市指定工事店で

対象の方には、5月中旬に利用についてのパンフレットなどを戸別に配布しますので、よくお読みのうえ、早めに公共下水道に接続してください。

利用できる区域になりましたら、一般家庭は台所、ふろ、トイレなどの生活排水を3年以内に、事業所は2年以内に公共下水道に接続する排水設備工事を行ってください。また、この工事は、市の指定下水道工事店でなければ行えません。このため、市から配布された指定工事店名簿から業者を選んで依頼してください。

○助成金制度などご利用を…

また、工事費の負担軽減のため、貸付あっせん制度、助成金制度があります。希望する方は指定下水道工事店を通して申請してください（事業所は除きます）。なお、公共下水道が利用できることになってから3年以内に排水設備工事を行いませんと制度の適用が受けられませんので、ご注意ください。

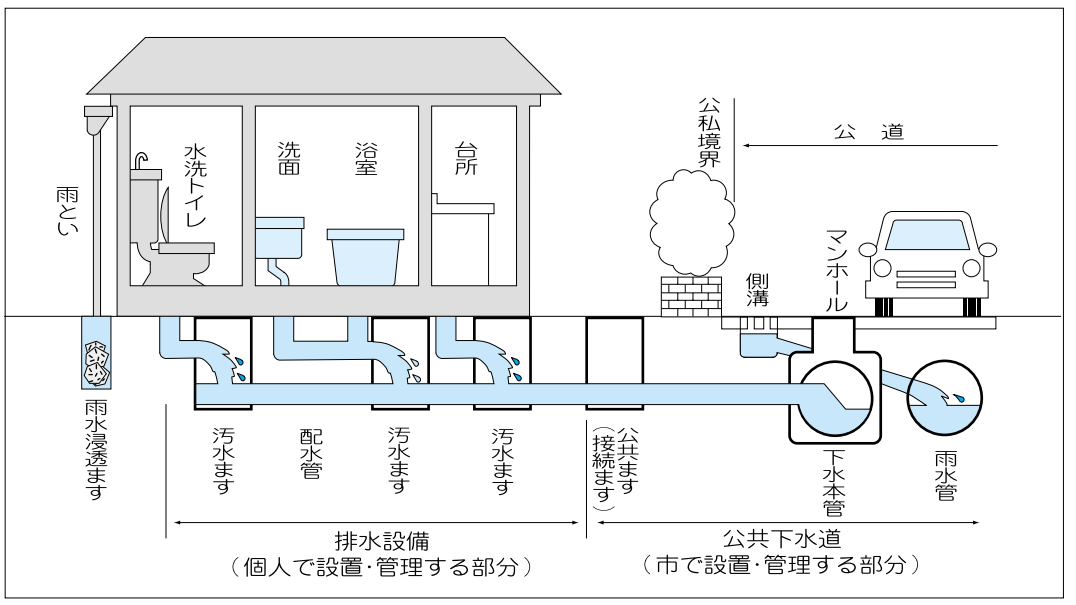

水洗化工事の一例（一般家庭の場合）

○雨水は接続できません

公共下水道は、汚水と雨水を別に処理する分流式で処理されています。公共下水道に雨水が混入すると、マンホールから汚水があふれることがあります。また、終末処理場（茅ヶ崎市）での処理も困難になりますので、雨どい等からの雨水を汚水ますに接続している場合はすぐに切り離してください。

○かたり商法にご注意を！

最近、下水道を接続している住宅等に業者が訪問して「市役所の方から来ました」、「下水管の調査をします」などと言って宅地内の汚水ますなどを点検、清掃し、高額の料金を請求するなどのトラブルが増えています。宅地内の下水管は個人管理であり、市では私設下水管の清掃を行うことはありません。不審な点がありましたら、市消費生活相談窓口（☎292・1000）までご連絡ください。

問　下水道業務課（内637）

ご存じですか？

災害・罹災見舞金支給制度

●災害見舞金制度

事故発生から1年以内に申請必要

市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方が国内で事故にあった場合、災害見舞金が支給されます（表①）。事故発生の日から1年以内に申請が必要です。ただし、被害者に故意または重大な過失がある場合は、支給が受けられない場合があります。

▽対象　交通事故、火災および風水害により生じた事故での死亡または入院

▽支給額　表①のとおり

▽申請書類　申請書・交通事故証明書・罹災証明書・死亡診断書または死体検案書・申請者と被害者の関係を証明するもの

【表①】災害見舞金支給額

	区別		支給額
弔慰見舞金	火災および風水害による死亡	主として生計を維持していた方	1,500,000円
		その他の方	750,000円
	交通事故による死亡	6歳未満	90,000円
		6歳以上20歳未満	180,000円
		20歳以上	270,000円
傷害見舞金	入院治療を要する傷害を受けたとき	入院5日まで	5,000円
		6日以上入院したとき	1日に付き1,500円（上限75,000円）

【表②】罹災見舞金支給額

災害区分	見舞金の額	
	単身世帯	2人以上世帯
全焼・全壊・流失	30,000円	50,000円
半焼・半壊	20,000円	30,000円
床上浸水	10,000円	20,000円

●罹災見舞金支給制度

市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方が市内で発生した災害にあった場合、罹災見舞金が支給されます。支給額は表②のとおりです。

問　福祉総務課（内441）。

市内のヒヤリ57ヵ所

郵便局員が体験！　交通安全への写真マップ作成

海老名郵便局は、このほど交通安全に役立ててもらおうと「海老名市内ヒヤリ・ハットマップ」（A4判、57ページ）を作成しました＝写真＝。内容は同郵便局の外務職員が勤務中に実際にヒヤリとした57カ所を写真入りでまとめたもので、コミセンなど市内公共施設で閲覧できます。

◆5月を中心に赤十字社員増強運動を実施

日本赤十字社は国内外の災害への救助活動や医療機関の充実などに対してさまざまな活動を実施していますが、これらの活動に伴う事業資金は、みなさんの温かいご支援に支えられています。

今年も5月を中心に、赤十字社員増強運動を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

▽期間　5月1日（水）～31日（金）　▽応募方法　自治会長、町内会長を通じてお願いします。福祉総務課でも受け付けています。

問　福祉総務課（内441）。

リサイクルプラザで再生家具等申し込み受け付け

市では、リサイクルプラザで再生家具の販売を行います。ご希望の方は、展示品をご覧のうえ、所定の用紙で申し込んでください。なお、応募者多数の場合は抽選となります。

▽対象　市内在住の方

▽展示・申込期間　5月18日（土）～25日（土）

▽抽選会（応募者多数の場合のみ）　5月26日（日）

※購入が決定した方の家具の引き取りは、代金納入後となります。また、運搬は市では行っていませんので、購入する方でお願いします。

問　リサイクルプラザ（☎237・3196）。

◆稲作体験農園利用者を募集

市では、市民のみなさんに水稲栽培の農作業を通じて、緑や土などの自然に親しんでいただくため、水田の市民農園を、上郷地区に開設しました（右の地図参照）。次の要領で利用者の募集を行いますので、ぜひご参加ください。

▽応募資格　耕作地を所有していない市内在住の方。※駐車場はありませんので、徒歩または自転車での通園となります

▽募集区画　20区画（1区画：約100平方メートル、家族や団体での利用可）　▽利用期間　6月1日～平成15年3月31日（10カ月）

▽利用料　無料。ただし、苗や肥料などは自己負担となります（2000円程度）　▽募集期間　5月1日（水）～20日（月）。

申　所定の用紙（農政課にあります）に必要事項を記入して、直接またはファクス（FAX233・0346）で同課へ。申し込み多数の場合は抽選となります。
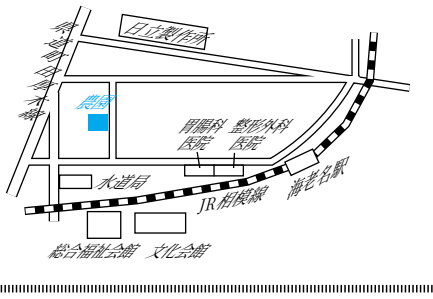
問　農政課（内522）。